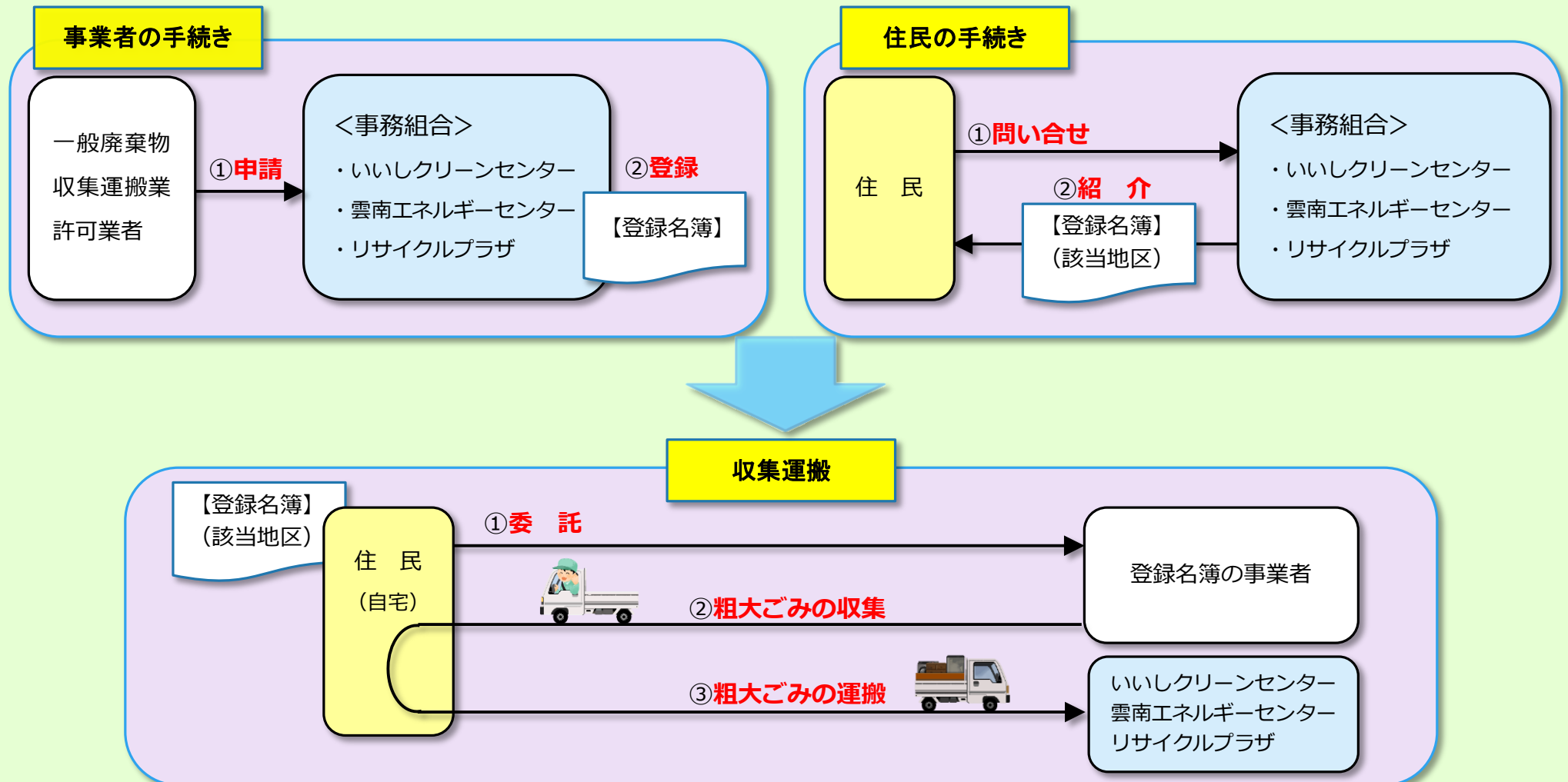


○粗大ごみの収集運搬業務実施要綱（令和元年8月1日施行）

この制度は、粗大ごみの排出が困難な住民に対し、登録事業者が住民に代わって粗大ごみを収集運搬する制度です。
事務組合が該当地区の登録事業者を紹介します。



料 金

料金は、「収集運搬料金」と「一般廃棄物処理手数料」の両方を委託事業者へお支払いください。

区 分	支 払 先	料 金 (税込)	
収 集 運 搬 料 金	委託事業者	登録事業者が定める料金 (委託事業者へ個別にお問い合わせください)	
一般廃棄物処理手数料	事務組合 (支払いは、 委託事業者へ 委任してくだ さい)	家庭の粗大ごみ (委任状 が必要)	10kg 当り (令和元年 9 月 30 日まで) 43 円 (令和元年 10 月 1 日から) 44 円
		事業所の粗大ごみ	10kg 当り (令和元年 9 月 30 日まで) 86 円 (令和元年 10 月 1 日から) 88 円
		特定家電 (リサイクル券 が必要)	1 台当り (令和元年 9 月 30 日まで) 2,160 円 (令和元年 10 月 1 日から) 2,200 円